

総務産業常任委員会会議録

1. 開催日 令和7年12月12日 (金) 8時58分～9時43分
2. 開催場所 玉城町役場 3階 第1委員会室
3. 出席委員 (6名)

委員長 山路 善己	副委員長 山口 欣也	委員 坂本 稔記
委員 谷口 和也	委員 中西 友子	委員 小林 豊
4. 欠席委員 なし
5. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 山村 嘉寛
総務防災課長 内山 治久	産業振興課長 里中 和樹	上下水道課長 上村 和弘
総務防災課長補佐 坂出 雅也	総務防災課長補佐 中西 司	産業振興課長補佐 藤井 亮太
6. 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 西岡 厚 同 書記 福井希美枝
7. 会議録署名委員 中西 友子 委員 小林 豊 委員
8. 委員会付託議案審査について
 - 第1 議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
 - 第2 議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第3 議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
 - 第4 議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について

開会の宣告

(午前8時58分 開会)

- 委員長（山路 善己） ただいまの出席委員数は6名で定足数に達しておりますので、総務産業常任委員会を開会します。
本委員会に、町長、副町長、教育長、その他関係職員の出席をいただいております。
開会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。よろしくお願ひします。
辻村町長。
- 町長（辻村 修一） ただいま委員長からの開会挨拶のとおり総務産業常任委員会に付託をいただきました議案につきましてご審査をいただくわけであります。よろしくお願ひいたします。
- 委員長（山路 善己） 本日は、本委員会に審査付託されました議案4件の審査を行います。
初めに、会議録署名委員の指名をします。

本日の会議録署名委員は、中西友子委員、小林豊委員の2名にお願いします。
暫時休憩。

(午前8時59分 休憩)

(午前8時59分 再開)

○委員長（山路 善己） 再開します。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について

○委員長（山路 善己） 議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

谷口委員。

○委員（谷口 和也） 谷口です。

この町長、副町長、教育長、特別職の方ですけれども、本来、特別職の報酬というのは審議委員会等で審議の上に決定されるという認識を持っているんですけれども、そういうことはされないという理由はどういうことでしょうか、お教え願います。

○委員長（山路 善己） 総務防災課、内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

特別職の報酬につきましては、委員仰せのとおり特別職報酬委員会のほうで決定されます。今回につきましては、報酬ではありませんとして期末手当の率の改定ということで条例改正を行うものでありますので、ご理解願います。

○委員長（山路 善己） 谷口委員。

○委員（谷口 和也） 期末手当の改定ということに関しても、単純に一般職の横並びという考えでは何かおかしいんではないかという気はするんですけれども、そういうものに関しては審議委員会というのは不要だという理解でいいんでしょうか。

○委員長（山路 善己） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

報酬につきましては、特別職報酬審議会のほうで決定していただくことになっておりますので、期末手当につきましては条例に基づき改正するものとなっております。

以上でございます。

○委員長（山路 善己） ほかに質疑はございませんか。

小林委員。

○委員（小林 豊） 小林。

今回の条例改正につきましては、人事院勧告に伴うものだと承知しておりますところなんですが、人事院勧告とは、官と民との均衡を保つもの、大きくはそういう趣旨かなと思うんですが、過去においてこれに従わんだこと、この人事院勧告に従わずに条例改正をしなかったというような事例というのはあるんでしょうか。

○委員長（山路 善己） 総務防災課、中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

過去でございますが、平成27年以降の数値でございますが、過去10年間は町長等の期末手当も人事院勧告どおり一般職員の賞与と同じ月数でお認めいただいた経緯がございます。

○委員長（山路 善己） 小林委員。

○委員（小林 豊） そうすると、今、手持ちの資料であるかどうかあれなんですが、

近隣市町等についてもそういうような事例というのをご認識はあるでしょうか。

すみません、従わなかつたというような事例があるかの認識です。

○委員長（山路 善己） 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

近隣に関しましても、人事院勧告どおりというので認識しております。

○委員長（山路 善己） ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行いますが、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（多数挙手）

○委員長（山路 善己） 挙手多数です。

したがって、議案第71号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（山路 善己） 次に、議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。

追加説明はありますか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

○委員長（山路 善己） 説明はありませんでしたので、質疑を行います。

発言を許します。

谷口委員。

○委員（谷口 和也） 谷口です。

一般職の方の給料のアップに反対するものじゃないんですけれども、ちょっとお聞きしたいのが、今保育士さんなんかが足りないという状況で報酬が少ないんではないかという話がここ何年か出ています。現在は、行政職と同様に報酬が決められているんですけれども、そういう保育士さんだと保健師さん、特別に資格を持っておられる方の報酬の規定というのをそのままこれからも行政職のままいくのか、何か考えられているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（山路 善己） 内山課長。

○総務防災課長（内山 治久） 総務防災課長、内山。

保育士等につきましても、こちらの俸給表のとおりしていくということで、変更する予定はございません。以上でございます。

○委員長（山路 善己） 谷口委員。

○委員（谷口 和也） そういうふうに行政職と同じということですと、他の民間の方と当然報酬が違いますので、高いほうに行くというのは普通に人としてはそういうことなんですけれども、そこで何かしらそういう手当とかというのを別でということも、この場でそういう発言が適正かどうかというのはあるんですけども、ちょっとこういう一般職という報酬の改定のやつが出てきましたのでちょっとお聞きしたいんですけども、そういう考えもないということでしょうか。

○委員長（山路 善己） 中西課長補佐。

○総務防災課長補佐（中西 司） 総務防災課長補佐、中西。

給与等以外に関しましては、例えば処遇改善等ございますが、現状としましては給与、一般行政職と同じということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（山路 善己） ほかに質疑はありませんか。

(「進 行」と呼ぶ声あり)

○委員長（山路 善己） 以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行いますが、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

(全 員 举 手)

○委員長（山路 善己） 举手全員です。

したがって、議案第72号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

○委員長（山路 善己） 次に、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願ひします。

追加説明はありますか。

（「ございません」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

この議案についてだけではないんですが、水道計画、経営改善の計画、それがあるのかないのか、お聞きします。

○委員長（山路 善己） 上下水道課長、上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

委員お尋ねの件ですが、今現在、経営戦略が既に立てられておりまして、また、この新たなバージョン、令和8年から始まるバージョン、こちらのほうを、今、委託契約を進めておるところでございます。こちらに関しましては令和8年から17年までの10年間、これを期間といたしまして、さらに長期目標を立てるために令和8年から37年までの30年間を試算期間として計画を立てておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（山路 善己） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

それでは、また経営改善のほうとはちょっと話が違ってくるんですが、長寿命化計画も同時に進んでいると思うんですが、それと併せても妥当な今回金額と言えるんでしょうか。

○委員長（山路 善己） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

委員お尋ねの件ですが、現在、町内に設置されております下水処理関係の施設でございますが、マンホールポンプが74か所、それから農業集落排水処理施設、こちらが3か所、それからマンホール蓋に至りましては4,954か所、それから管路、こちらのほうが153キロ、それぞれ設置してございます。

それぞれのものによって耐用年数、それから標準使用年数が違うんですが、この中で特に機械類、マンホールポンプであったり、そういう機械類が標準で15年使用ができる

ということになっておるんですけども、その中の個々の部品、これもう本当に毎年のように修繕が発生してまいります。したがいまして、長寿命化を図る中でもそれらの修繕を重ねていくところで経費がかかってくるというところでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（山路 善己） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

では、一般会計からの適切な金額、経営改善にも向けた繰入れが必要じゃないかと思うんですが、その点に関して担当課が思われるごことを教えていただきたいんですが、どうでしょうか。

○委員長（山路 善己） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

毎年一般会計から繰入れのほうを頂いております。この中には、国が定めた基準、これに基づく基準内繰入れとそれ以外、賄いきれない部分を補填するための基準外繰入れというのを含めて頂いておりまして、これについては毎年妥当な金額をこちらに頂いておるものというふうに承知しております。

以上です。

○委員長（山路 善己） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

では、町としての今回の値上げとは別にして適切な価格帯は最終的に幾らとお考えですか。

○委員長（山路 善己） 上村課長。

○上下水道課長（上村 和弘） 上下水道課長、上村。

委員お尋ねの件ですが、そもそも下水道事業、公営企業会計ですが、こちら独立採算ということが大前提となっております。

したがいまして、下水処理、汚水処理に係る費用というのは全て利用者様から頂いた利用料金で賄うこと、これが一番健全な姿であると、それが、実際はいろんな種々の問題がございましてその基準に至っておらん、そんな状態の中での値上げなんですが、今回につきましては、まずは国が示しております立米当たり150円、この基準を網羅すべく料金改定、こちらのほうを行いたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（山路 善己） 中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

しかし、今回物価高騰とかの状態にもありますが、値上げ前と値上げ前後で負担額が大きくなってしまうのは、農業集落排水、農家の方や商いを第1次産業としている方にとっては痛手だとは思われるんですけども、その考えはどんな感じですか。

暫時休憩します。

(午前9時14分 休憩)
(午前9時15分 再開)

○委員長（山路 善己） 再開します。

中西委員。

○委員（中西 友子） 中西です。

先ほどの発言、取下げさせていただきます。

○委員長（山路 善己） ほかに質疑はありませんか。

（「進行」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対し討論の通告書が提出されておりますので、これより討論を行います。

本案に対する反対者の通告はありませんでした。

次に、賛成者の発言を許します。

坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 坂本。

委員長の許可をいただきましたので、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、本条例改正は、下水道事業の健全な運営を確保するために必要な使用料の見直しを行うものであり、町の基盤である下水道事業を将来世代に確かな形で継承していく上で極めて重要な改正であると認識しております。

私は、9月定例会の一般質問において、宮川流域下水道への負担金と料金収入の逆転現象、一般会計からの多額の基準外繰入れに依存している現状、税の公平性の確保といった課題を指摘させていただきました。今回の条例改正案は、まさにこれらの課題を是正する方向で整備されており、政策的合理性を有する妥当な改正案と判断しています。

以下にその理由を述べます。

まず、処理費用と利用単価の割離を縮小する必要な是正である点。

宮川流域下水道への支払単価が使用料単価を上回るという逆転現象は、企業会計として健全ではなく、事業の持続可能性を損なう重大な問題でありました。今回の改正は、この構造的課題を改善していくための第一歩として評価できます。

次に、一般会計への過度な依存を緩和し、公平性を改善する方向性である点。

一般会計からの基準外繰入れは、区域外の町民も間接的に負担をするという不公平性を生んでおりました。今回の改正は、負担の在り方を適正な形に近づけるものであり、財政構造の是正という観点からも妥当と言えます。

なお、本議案に反対の立場をとられる場合には、当然ながらその理由と代替案を明確に示すことが私たち委員会の責務であると考えています。特に、今回は料金体系の見直

しが事業運営上避けられないものであること、一般会計への依存が既に限界に達していること、公平性の観点から現行制度には明らかな課題があること、これらが明確になっております。

こうした状況下で討論なく反対のみを表明したり改善案を伴わない反対を行うことは、住民の皆様に対して十分な説明責任を果たすものではありません。反対を主張されるのであれば、少なくとも現状より優れた案を提示してこそ建設的な議論であり、議会としての本来の役割を果たすものと考えます。

以上の点を踏まえて、委員各位には良識のある判断をお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○委員長（山路 善己） 討論は以上です。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は举手願います。

（多 数 举 手）

○委員長（山路 善己） 举手多数です。

したがって、議案第76号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正について

○委員長（山路 善己） 次に、議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正についてを議題にします。

議案の提案理由並びに補足説明は既に本会議の中で行われておりますが、追加説明があればお願いします。

追加説明はありますか。

（「ありません」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 説明はありませんので、質疑を行います。

発言を許します。

坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 坂本です。

今回の玉城町火入れに関する条例の一部改正についてで、提案理由の中に伊勢市火災予防条例の一部改正に伴いといった内容が記載されておりますが、伊勢市火災予防条例のどの部分を引用されて、それが玉城町の火入れに関する条例の改正に当たったのか、こちらについてお示しください。

○委員長（山路 善己） 総務防災課、坂出課長補佐。

○総務防災課長補佐（坂出 雅也） 総務防災課課長補佐、坂出。

委員お尋ねの伊勢市の火災予防条例のこの火入れ条例に係る部分の改正の項目としては、予防条例の29条の8、29条の関係で、今回、林野火災の危険性を勘案した区域指定

の部分と林野火災に関する注意報、警報の関係で改正がなされております。その警報、注意報が発令されることによって、火入れ条例のほうにも改正が発生してくる部分が主かと思われます。

以上です。

○委員長（山路 善己） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 今、回答のあった伊勢市火災予防条例については、現行の条例に伴ってということでよろしいでしょうか。

○委員長（山路 善己） 坂出課長補佐。

○総務防災課長補佐（坂出 雅也） 総務防災課長補佐、坂出。

伊勢市の火災予防条例についても、本12月の改正で議題と上がっておるものでござります。以上です。

○委員長（山路 善己） 坂本委員。

○委員（坂本 稔記） 坂本です。

伊勢市の火災予防条例が今回12月の伊勢市議会のほうで議案に上がっているというようすに今理解しているんですが、ちょっと私すみません、勉強不足でよく分からぬところがあるんですけども、伊勢市の市議会の採決があるのは12月22日というふうに理解しているんですが、そこで採決がなされなかつた場合というのは、この玉城町の条例というのはどうなるんでしょうか。

○委員長（山路 善己） 暫時休憩します。

（午前9時25分 休憩）

（午前9時42分 再開）

○委員長（山路 善己） 再開します。

里中参事。

○産業振興課長（里中 和樹） 産業振興課長、里中。

委員仰せのようすに、今回の火入れ条例につきましては伊勢の火災予防条例に伴うものなんですが、一部先行して伊勢市さんが条例改正の箇所がありまして、玉城町でもその修正をする箇所が今回入っております。あと、伊勢市が今回新しく国のほうから推進のあった部分についての改正が通らなかつた場合でも、玉城町としてはそれを網羅した状態で条例改正は進んでいくということになっていきますもので、これでご理解いただきたいなと思います。以上です。

○委員長（山路 善己） ほかに質疑はありますか。

（「進 行」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己） 以上で本案に対する質疑を終わります。

続いて、討論を行いますが、本案に対する討論の通告はありませんでしたので、討論を省略し、直ちに採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長（山路 善己）挙手全員です。

したがって、議案第77号 玉城町火入れに関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了しました。

これをもって本委員会を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○委員長（山路 善己）異議なしと認めます。

これで総務産業常任委員会を閉会します。

本会議での委員長報告については、審議内容は議事録をご高覧いただくこととし、主な事項及び結果の報告とさせていただきますので、ご了承願います。

ご苦労さまでした。

（午前9時43分 閉会）